

第32回 民法改正における時効制度

不動産事業を営んでいる場合、債権管理は避けられない業務です。たとえば、不動産の賃貸業を営んでいる場合、賃料や管理費の未払いが発生する場合があります。そして、債権管理においては、消滅時効の制度をしっかりと理解していることが重要になります。そこで、今回は、消滅時効について説明します。

1 改正内容①(時効期間の統一)

現行民法では、消滅期間から消滅時効期間の期間について、
③ 20年から6か月まで様々な時効期間が設けられていたが、かかる時効期間が次のとおり統一されました。
① まず、時効期間が統一され、
i) 債権者が権利を行使することができること(主観的起算点)から5年間行使しないとき
ii) 権利を行使することができる時(客観的起算点)から10年間行使しないとき
のいずれか先に経過するときに、消滅時効が完成するとされました。
② また、不法行為についての時効について、不法行為時から20年(現行法においては、

年間の期間制限が、除斥期間から消滅時効期間に変更されました。

③ そして、生命・身体的損害の損害賠償請求権については、債務不履行に基づくものか、不法行為に基づくものかにかかわらず、

i) 債権者が権利を行使することができること(主観的起算点)から5年間行使しないとき

ii) 権利を行使することができる時(客観的起算点)から20年間行使しないとき

のいずれか先に経過するときに、消滅時効が完成するとされました。

2 改正内容②(時効の「更新」と「完成猶予」)

現行法においては、

時効期間の進行に関する規律として、「中断」と「完成猶予」事由を再整理され、また、協議に

てしまうと債権が消滅してしまいます。正確に理解するようにしましょう。

3 最後に

時効制度は、間違え

ないように

理解する

ように

理解

し

ま

	時効の完成猶予(停止)	時効の更新(中断)
裁判上の請求等 ・ 裁判上の請求 ・ 支払督促 ・ 和解又は民事調停、家事調停の申立て ・ 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加	当該事由が発生した時から、当該事由が終了したときまで、時効は完成しない。 (例外) 確定判決等によって権利が確定することなくその事由が終了した場合には、「その終了の時から6か月を経過したとき」まで、時効は完成しない。	確定判決等によって権利が確定したときは、その事由が終了した時から、新たに時効は進行する。
強制執行等 ・ 強制執行 ・ 担保権の実行 ・ 担保権の実行としての競売 ・ 財産開示手続	当該事由が発生した時から、当該事由が終了したときまで、時効は完成しない。 (例外) 申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合には、「その終了の時から6か月を経過したとき」まで、時効は完成しない。	強制執行等の手続が終了した時から新たに時効は進行する。 (例外) 申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによる終了の場合には、時効は更新されない。
仮差押え等 ・ 仮差押え・仮処分	その事由が終了した時から6か月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。	
承認	(該当なし)	権利の承認があった時から、新たに時効は進行する。
催告	催告があったときは、その時から6か月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。	
協議による時効の完成猶予	権利についての協議を行う旨の合意が書面(又は電磁的記録)でされたときは、次に掲げる時のいずれか早い時までの間は、時効は、完成しない。 ① その合意があった時から1年を経過した時 ② その合意において当事者が協議を行う期間(1年に満たないものに限る。)を定めたときは、その期間を経過した時 ③ 当事者の一方から相手方に対して協議の履行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その通知の時から6か月を経過した時	

今月の筆者

●プロフィール
2006年弁護士登録。
武智総合法律事務所
パートナー。一般社
団法人不動産ビジネス
専門家協会登録専門
家
プロジェクトファイ
ナンス、ノンバンク
法務、資金移動業、
仮想通貨等様々な金
融法務を取り扱う。



武智総合法律事務所
パートナー弁護士
清水 将博

コラムのご感想・ご意見は下記まで!

一般社団法人不動産ビジネス専門家協会
東京都千代田区神田東松下町28番地
小林ビル101 (☎03-3527-1876)
http://www.fudosan-pro.biz/